

岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、障がい児者の福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定事業者が行う法第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所（医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等を対象とする事業所に限る。）の利便性の向上のための事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和47年岐阜県条例第9号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(次格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	基準額	補助率
利用者の利便性向上に必要な送迎車両の福祉機能（スロープ、リフト等）の回復又は付加に要する整備費用（修繕料、購入費等）その他利用者の増加、利便性若しくは快適性の向上又は障がいの重度化に対応するために必要な備品の購入費、修繕料等で知事の認めたもの	40万円以内	1／2

2 補助金の額は、次に掲げる額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額
- (2) 基準額

3 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の実支出額が10万円以下であるときは、補助金を交付しない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式に定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の変更交付の申請)

第5条 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の交付額を変更する場合には、補助金変更交付申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額を行う場合
 - (2) 補助金の交付の目的を損なわない事業計画の細部の変更であって補助金の額に変更を及ぼさない場合
- 2 補助金変更交付申請書には、別記第2号様式に定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金変更交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、補助金の交付の決定に当たっては、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (2) 補助事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等(共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。)の資金提供を受けてはならないこと。
 - (3) 補助事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
 - (4) 補助事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 補助対象経費の配分の変更 各経費相互間における流用であって事業の目的及び主な内容の変更とならないもの
 - (2) 補助対象事業の内容の変更 事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって補助金の額に変更を生じないもの

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の申請の取下げは、補助金の交付の決定の日から15日以内に行わなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関する必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(届出事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書により知事に届け出なければならない。

- (1) 所在地若しくは住所又は名称若しくは氏名を変更したとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第3号様式に定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

- 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第4号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により、当該確定額を速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税等の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第14条 知事は、補助事業者が規則第21条の知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。
- 2 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価額又は効用の増加した価額が10万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第15条 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項の期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（当該者がいない場合にあっては、知事）に規則第22条に規定する書類、帳簿等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年12月7日医福第544号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第832号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。